

国籍はく奪条項違憲訴訟

(国籍法 11 条 1 項 違憲訴訟)

2021年1月21日
東京地裁判決(予)

「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」

(国籍法 11 条 1 項。戦前の旧国籍法の規定がそのまま残されたもの。)

原告はどんな人？

欧州在住の 30 代～80 代、8 名。

外国籍を取得した(取得したい)が日本国籍を離脱する意思はない人。

個人にとって不幸、不利益

居住国の国籍がないと困ること

就労の機会が限られる。社会保障、相続などで不利。参政権がなく在留資格が不安定。国際結婚家族の場合、家族間で国籍が異なり家族離散の不安がある。介護に親を呼び寄せられない。等々

日本の国籍がないと困ること

アイデンティティ、祖国とのつながりが断たれる。親の介護に帰国できない。

将来帰国できなくなる。等々

(弁護団アンケートに寄せられた声の一部(回答 497 名))

日本にとって大きな損失

(例) オーストラリアが同様の規定を廃止したときの議論

「市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。」

国籍法 11 条 1 項によって

日本国籍を失った人

カズオ イシグロ氏

中村修二氏

南部陽一郎氏 他

海外でプレゼンスを示せない！

国籍法 11 条 1 項は憲法違反

外国籍を取得したからといって、なぜ日本国籍をはく奪するの？

日本国籍は主権者としての地位、基本的人権保障の土台(最高裁大法廷判決)であり、はく奪は許されない。(憲法 22 条 2 項、13 条)

外国人が日本国籍を取得して複数国籍が認められるのに、なぜ日本人が外国籍とったら複数国籍になれないの？

国籍法は出生による複数国籍など多くの場合で複数国籍の解消を本人の意思に委ねている。それらとの不均衡は、平等原則に違反する。(憲法 14 条 1 項違反)

複数国籍の日本人は 90 万人以上。
どんどん増えています。

※今や世界の 75% 以上の国が、国籍法 11 条 1 項と同様の制度を廃止しています。

参考資料 ちくま新書「二重国籍と日本」(第 5、7 章)

訴訟支援者ネットワーク HP <http://yumejitsu.net/>



希望之図